

お客様各位

キャッシュカードの現金出金限度額の一部引下げについて (キャッシュカードをだまし取る詐欺の被害からお客様をお守りするために)

平素は亀有信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

最近、お客様に「カードが不正に利用されています」、「カードが偽造されています」、「カードが犯罪に利用されています」などと電話をかけてきたあと、警察・銀行協会・金融庁・金融機関等を装った者がお客様宅に訪問し、「カードを再発行するためお預かりします。暗証番号を教えてください」などと、言葉巧みにカードを受け取り、すぐに現金を引き出す「キャッシュカード詐取被害」が急増しております。

当金庫では、このような詐欺被害を防止するための緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカードの現金出金限度額の一部引下げを実施させていただきます。大変ご不便をおかけしますが、お客様の大切なご預金を犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上の個人のお客様で、長期間ATMでキャッシュカードによる現金出金をされていないお客さまについて、出金限度額を1日10万円とさせていただきます。

※ 窓口での現金出金限度額は従来どおり変更ございません。

2. 制限開始日

平成30年9月10日(月)より (順次対応させていただきます。)

3. 現金による出金限度額増額のお手続きについて

対象のお客様がATMでキャッシュカードによる現金の出金限度額の増額を希望される場合には、当金庫窓口でお手続きが可能です。お手数ですがキャッシュカードとご本人が確認できる書類をお持ちになり、平日の営業時間内(午前9時から午後3時)にお取引店へご来店のうえお手続きください。

以上

(上記のお問合せ) お取引店または、亀有信用金庫 事務部 ・受付時間：平日9時～17時(土・日・祝日除く)

フリーダイヤル

0120-011-755

